

兵庫県公報

平成27年7月10日 金曜日 第2712号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
告 示	
○ 国土調査の成果の認証（農地整備課）	1
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	2
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	2
○ 平成2年兵庫県告示第582号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部改正（砂防課）	2
○ 兵庫県営住宅退去者滞納家賃の収納事務の委託（住宅管理課）	3
○ 道路の位置指定（建築指導課）	3
公 告	
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	3
選挙管理委員会告示	
○ 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正	4
○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	4
人事委員会公告	
○ 兵庫県職員 行政B（高卒程度）採用試験の実施	5
公安委員会告示	
○ 指定講習機関の特定講習の廃止	7
正 誤	
○ 平成27年3月31日付け兵庫県公報第2683号中	8
○ 平成27年5月15日付け兵庫県公報第2696号中	8

告 示

兵庫県告示第585号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
平成27年7月10日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 (1) 調査を行った者の名称
淡路市
- (2) 調査を行った期間
平成25年1月から平成26年3月まで
- (3) 成果の名称
淡路市大字遠田の一部の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
淡路市遠田の一部
- (5) 認証年月日
平成27年6月26日
- 2 (1) 調査を行った者の名称
川辺郡猪名川町
- (2) 調査を行った期間
平成22年7月から平成25年3月まで
- (3) 成果の名称
猪名川町槻並（I）の一部の地籍図及び地籍簿

- (4) 調査を行った地域
川辺郡猪名川町槻並の一部
- (5) 認証年月日
平成27年 6月26日
- 3 (1) 調査を行った者の名称
美方郡新温泉町
- (2) 調査を行った期間
平成25年 4月から平成26年11月まで
- (3) 成果の名称
新温泉町竹田の一部の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
美方郡新温泉町竹田の一部
- (5) 認証年月日
平成27年 6月26日



兵庫県告示第586号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成27年 7月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
平成27年 6月29日から同年 7月15日まで
- 3 作業地域
神戸市北区大沢町上大沢の一部



兵庫県告示第587号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、伊丹市から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成27年 7月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（道路台帳図データ更新）
- 2 作業期間
平成27年 2月 2日から同年 3月31日まで
- 3 作業地域
伊丹市の一部



兵庫県告示第588号

平成 2年兵庫県告示第582号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部を次のよう改正する。

なお、その関係図面は、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成27年 7月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域の表中星が丘の項を次のように改める。

星が丘	神戸市	垂水区	星が丘一丁目	2248番15の一部、2248番25の一部、2248
-----	-----	-----	--------	----------------------------

				番274、2248番313、22248番314、2248番316、2248番321、2248番398の一部、2248番405、2248番418の一部、2248番419から2248番423まで
--	--	--	--	---



兵庫県告示第589号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり兵庫県営住宅退去者滞納家賃の収納事務を委託した。

平成27年 7月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 委託した歳入の名称
兵庫県営住宅家賃
- 2 委託した事務の範囲
兵庫県営住宅の退去者に係る滞納家賃の収納事務
- 3 委託した相手方の所在地及び名称並びに代表者氏名
 - (1) 東京都港区芝浦 3丁目16番20号
ニッテレ債権回収株式会社 代表取締役 永 易 俊 彦
 - (2) 大阪市北区西天満 2丁目 8番 1号
長野総合法律事務所 弁護士 山 西 美 明
- 4 委託年月日
平成27年 4月 1日
- 5 収納の方法
 - (1) 収納受託者は、兵庫県営住宅家賃の収納をするときは、その権限があることを示す委託証明書（出張して収納するときは身分証票）を納入義務者に示すものとする。
 - (2) 収納受託者は、兵庫県営住宅家賃を収納したときは、納入義務者に領収書を交付するものとする。
 - (3) 収納受託者は、収納した現金を一月分まとめて、翌月20日までに、納付書により指定金融機関に払い込むものとする。



兵庫県告示第590号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成27年 7月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H26淡路位置 0010号	27. 6. 25	南あわじ市賀集八幡字森ノ木44番 1 の一部、 47番 1 の一部	6.00	66.93
第H26淡路位置 0009号	27. 6. 26	淡路市志筑字池尻1843番11の一部	6.00	130.70

公 告

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成27年 7月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
小野市下来住町字松ヶ内1783番、1784番、1799番の一部、1800番、1801番、1802番の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
小野市下来住町887番地
株式会社ヤマソロ 代表取締役 山 本 一 郎
- 3 許可年月日及び許可番号
平成26年12月11日
兵庫県指令北播（加土）（建）第1－8号（26小野）

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第44号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設を指定した旨及び既に指定した施設を取り消した旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成27年 7月10日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 武 田 丈 蔵

表姫路市の項中

「

勤労市民会館	姫路市中地354
サンライフ姫路	姫路市田寺東2丁目2－3

」

を

「

勤労市民会館	姫路市中地354
--------	----------

」

に改め、同表佐用町の項中

「

中安体育館	佐用町米田113
-------	----------

」

を

「

中安体育館	佐用町米田113
幕山体育館	佐用町本郷553－3
久崎体育館	佐用町久崎50－1

」

に改める。



兵庫県選挙管理委員会告示第45号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22

年政令第16号) 第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令(昭和25年政令第30号) 第9条並びに農業委員会等に関する法律施行令(昭和26年政令第78号) 第6条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号(最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和23年政令第122号) 第14条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。)の規定により、不在者投票のできる施設を指定したので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号(不在者投票のできる施設の指定)の一部を次のように改正する。

平成27年 7月10日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 武 田 丈 蔵

1 病院及び介護老人保健施設の表尼崎市の項中

「

医療法人 伯鳳会 はくほう会セントラル病院	同 市東園田町4丁目23-1
-----------------------	----------------

」

を

「

医療法人 伯鳳会 はくほう会セントラル病院	同 市東園田町4丁目23-1
医療法人 伯鳳会 介護老人保健施設 はくほう	同 市昭和通2丁目12-8

」

に改める。

人 事 委 員 会 公 告

兵庫県職員 行政B(高卒程度)採用試験の実施

兵庫県職員 行政B(高卒程度)採用試験を次のとおり実施する。

平成27年 7月10日

兵庫県人事委員会

1 試験職種、採用予定人員及び受験資格

試験職種	採用予定人員	受験資格
(1) 一般事務職 (2) 警察事務職 (3) 教育事務職 (4) 総合土木職 (5) 小中学校事務職 (市町組合立小中学校等)	9名程度 2名程度 5名程度 1名程度 7名程度	1 年齢制限 次に掲げる者とする。 平成3年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者(平成28年4月1日現在で18歳から24歳までの者) なお、定時制及び通信制の高等学校に在学する者(高等学校卒業以上の学歴を有する者は除く。)に限り、昭和60年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者(平成28年4月1日現在で18歳から30歳までの者)とする。 ただし、次のいずれかに該当する者は受験できない。 (1) 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)及びこれと同等と認められる大学校等を卒業した者 (2) 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)及びこれと同等と認められる大学校等の在学期間(休学期間を除く。)が通算して2年を超える者 (3) 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)及びこれと同等と認められる大学校等の第3年次以上に現に在学

		し、又は在学したことがある者 (4) 外国における大学等を卒業した者（平成28年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。）で学校教育における16年の課程を修了した者（平成28年3月31日までに当該課程を修了する見込みの者を含む。）
--	--	---

備考 次に掲げる者は、この試験を受けることができない。

- 1 日本国籍を有しない者
 （小中学校事務職は、日本国籍を有しない者も試験を受けることができる。）
- 2 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の各号のいずれかに該当する者
 - (1) 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (3) 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 試験日及び試験会場

区分	試験日	試験会場
筆記試験	平成27年9月27日（日）	神戸会場：兵庫県立大学神戸商科キャンパス 豊岡会場：兵庫県立豊岡高等学校
面接試験	平成27年10月26日（月）から同月30日（金）までのうち指定する1日	神戸市内

3 試験の方法

- (1) 筆記試験
 （事務系職種）
 - ア 教養試験
 高等学校卒業程度の一般教養について択一式により試験を行う。
 - イ 論文試験
 一般的な課題により高等学校卒業程度の理解力・判断力、独創性・説得力、文章表現力・文章構成力について試験を行う。
 - ウ 作文試験
 受験者のこれまでの経験等に関する課題により高等学校卒業程度の理解力・判断力、独創性・説得力、文章表現力・文章構成力について試験を行う。
 （総合土木職）
 - ア 教養試験
 高等学校卒業程度の一般教養について択一式により試験を行う。
 - イ 専門試験
 職種に必要な高等学校卒業程度の専門的知識について択一式により試験を行う。
 - ウ 論文試験
 一般的な課題により高等学校卒業程度の理解力・判断力、独創性・説得力、文章表現力・文章構成力について試験を行う。
- (2) 面接試験
 筆記試験合格者に対して行う。
 - ア 口述試験
 個別面接①及び個別面接②により試験を行う。
 - イ 適性検査
 職務の遂行に必要な適性について検査を行う。

4 合格者の発表

- (1) 筆記試験

平成27年10月16日（金）午後3時

兵庫県人事委員会事務局において掲示するとともに、筆記試験合格者に通知する。

(2) 面接試験

平成27年11月11日（水）午後3時

兵庫県人事委員会事務局において掲示するとともに、最終合格者に通知する。

5 申込手続及び受付期間

- (1) 申込書は、兵庫県人事委員会事務局、各県民局等で配布する。郵送を希望する場合は、140円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号封筒）を同封のうえ、「行政B請求」と朱書き、兵庫県人事委員会事務局へ請求すること。

また、インターネットの兵庫県職員採用情報のホームページでも受験申込書の配布を行う。

アドレス http://web.pref.hyogo.lg.jp/pc02/pc01_000000032.html

(2) 申込方法

ア インターネットによる場合

「兵庫県電子申請システム」を利用して、画面の指示に従って申し込むこと。受験票は、申込受付後、平成27年9月16日（水）頃に発行する。

アドレス http://web.pref.hyogo.lg.jp/pc02/pc01_000000067.html

イ 郵送・持参による場合

所定の申込書に必要事項を記入し、写真（申込前6箇月以内に撮った上半身正面無帽の縦4センチメートル・横3センチメートルの大きさのもの）を貼り、兵庫県人事委員会事務局へ提出すること。受験票は、申込受付後、平成27年9月16日（水）頃に発送する。

(3) 受付期間

ア インターネットによる場合

平成27年8月5日（水）午前9時から同月31日（月）午後5時まで（受信有効）

イ 郵送による場合

平成27年8月5日（水）から同月31日（月）まで（消印有効）

ウ 持参による場合

平成27年8月5日（水）から同年9月2日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

6 その他

最終合格者は、区分・試験職種ごとの採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求に応じ、成績順に提示され、任命権者において採用前に身体検査等を行い、採用者が決定される。

なお、名簿は確定の日から平成29年3月31日まで有効とする。

7 試験についての問合せ先

兵庫県人事委員会事務局職員課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話 (078) 341-7711 内線5920、5921

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第211号

指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第14条第1項の規定に基づき申請された次の指定講習機関の特定講習の廃止を許可したので、同条第2項の規定により、次のとおり公示する。

平成27年7月10日

兵庫県公安委員会

委員長 辰馬章夫

1 指定講習機関の名称、所在地及び代表者の氏名

名 称	所 在 地	代表者の名前
株式会社 リエゾン ドライビングスクール	神戸市東灘区向洋町東4丁目2番	田部 秀 樹

- 2 特定講習を行う事務所の名称
リエゾンドライビングスクール
- 3 特定講習の種別
普通免許に係る初心運転者講習
- 4 廃止年月日
平成27年 7月 7日

正 誤

○平成27年 3月31日付け（兵庫県公報第2683号）
兵庫県告示第276号（道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
9	下から16	新	旧



○平成27年 5月15日付け（兵庫県公報第2696号）
兵庫県告示第438号（電線共同溝を整備すべき道路の指定）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
5	上から22	国道 2号線	国道 2号